

## 検疫・隔離の措置に係る関連の法令規定要点（未定稿）

現行の検疫、隔離の措置の概要のとりまとめ資料で言及しているものを中心に、各根拠法令の規定の要点、概ね右資料の構成に沿って、それぞれ以下のとおりです（なお、以下の各条文要点の中での番号付け等も、各該当規定自体の中で使用されているものをそのまま記載しています。）。

### 1. 検疫及び隔離の各措置等の意味

**法律第136号第3条**（同法第3条は、この法律の中の各種措置や用語の定義の条文です。）

#### a) 人の検疫

感染又は病原性の高い菌の保有が疑われる者を、当局により指定された特別な施設、自宅又は対象者によって指定された場所に、物理的に隔てること。

措置は、各対象者に対して公衆衛生局が行う決定によって決められ、この決定書には、その発行日及び発行者、対象者のID上の氏名、身分事項、隔離期間、この法律で規定されている異議の手段が含まれることが必要。

#### b) 地域の検疫

感染症の拡散を防止するための措置。感染症の影響を受けている地域から近隣地域への移動の制限も含み、人や活動を物理的に隔てること。これによって感染症の拡大と当該地域の感染を防ぐ。

#### c) 人の隔離

明らかな症状が見られなくとも感染症に感染している者又は病原性の高い菌を保有している者を、自宅、本人により指定された場所、医療施設又はその代替施設に、物理的に隔てること。

健康状態の観察、必要な治療、治癒及び感染レベルの低下を目的とする措置。実施は本人の同意に基づいて行われ、同意のない場合には、公衆衛生局による各個人への理由決定書をもって実施される。この場合、右決定書には、その発行日及び発行者、対象者のID上の氏名、身分事項、隔離期間、この法律で規定されている異議の手段が含まれることが必要。

(d) 及び e) 略

#### f) 公式の科学情報

保健分野の国際機関や国の機関によって決められ、通知された、科学的方法に基づく証拠を含むデータで、保健省によって認められたもの。

(g) ～ i) 略

#### j) 感染症の危険性（リスク）

町、県、地域、全国、欧州、世界のレベルで拡散する可能性があり、人の健康に影響する可能性のある、病原性の高い菌による事象の発生の危険性。

k) 生物学的危険性（リスク）

病原性の高い菌の故意又は偶発的な拡散によって、人の健康に影響が生ずる危険性。

l) 疑いのある者。

感染症的又は生物学的な危険性のある地域からの渡航者で、科学的根拠に基づいて、潜伏期間にあり、病原性の高い菌に感染の疑いがある者、又は潜伏期間が過ぎる前の期間の感染者や病原性の高い菌に汚染された物に直接接触した者。

(m) ～ p) 略)

q) 取締り機関

感染症的及び生物学的な危険性のある状況において、この法律に従って決められた措置の、当局及び人々による遵守を確認、監視する権限がある旨、法律で規定されている組織。

(r) 以下略)

## 2. 人の検疫

(1) 定義、対象者等

(法律第136号第7条は、人の検疫措置について詳しく規定しており、定義についても、その冒頭で、上記1の同法第3条a)での定義を若干敷衍しています。)

### 法律第136号第7条(1)

人の検疫措置は、公式の科学情報や各事態の状況に基づいて、対象者の自宅、本人が指定した場所、当局が指定する特別な施設で実施され、対象者は、病原性の高い菌に感染した又は保有している疑いがある者であり、さらに、

a) 保健分野の国際機関や国の機関によって決められて通知されたデータによって感染症的な危険性が高い地域から入国する者

b) 感染が確認されている少なくとも一人と直接接触した者。

### 法律第136号第3条1)

(上記の、検疫の対象者となる「疑いがある者」についての定義と考えられる規定です。)

疑いのある者

感染症的又は生物学的な危険性のある地域からの渡航者で、科学的根拠に基づいて、潜伏期間にあり、病原性の高い菌に感染の疑いがある者、又は潜伏期間が過ぎる前の期間の感染者や病原性の高い菌に汚染された物に直接接触した者。

(対象者には、後に、多くの例外が設けられています。)

### 国家緊急事態委員会決定第48号第1条

(いわゆる「イエロー・ゾーン」からの渡航者(7月21日付け国家緊急事態委員会決定第36号第2条により、直近14日間の10万人あたりの新規感染者数がルーマニアよりも多い国・地域からの渡航者)であっても、ルーマニア入国後に検疫措置の例外となる者を、列挙しています。)

なお、以下の中の番号付け（a）～x）の見出し）は、右決定（国家緊急事態委員会決定第36号）を定めた時点で例外を規定した同決定第3条の中の番号です。）

- a) イエロー・ゾーンの対象国から到着する者で、ルーマニアに到着する前の14日間をイエロー・ゾーンの対象外の国に連続して滞在した者
- b) ～ j) (略)
- k) ハンガリー、ブルガリア、セルビア、ウクライナ、モルドバ共和国から国境を越えて来る就労者
- l) ルーマニア国外で契約に基づき仕事をするルーマニアの企業関係者
- m) 入国にあたりルーマニアの経済主体と契約を持つことを証明でき、ルーマニアに支社や代表を置く外国企業の代表者
- n) 医療、科学、経済、軍事、公安、安全保障、運輸部門において機器のサービス技術の利用、設置、維持等のためにルーマニアに入国する者、又は、これらの分野において業務、活動を行う者で、その契約や協力関係を証明出来る者、また、国際機関の査察関係者
- o) ～ q) (略)
- r) 国外の学校に通学する者でそれを証明できる者と、未成年の場合にはその付添い
- s) ～ v) (略)
- w) ルーマニア国内で映画撮影を行う者で、48時間前以内の陰性証明を提示する者
- x) ルーマニア入国後24時間以内にトランジットを行う者

#### 国家緊急事態委員会決定第49号第4条

（上記の例外の列挙（国家緊急事態委員会決定第36号第3条を改正したもの）に、以下が追加されました。番号も上記に続くものになっています。）

y) (略)

z) 交渉、契約締結等のために国外出張するルーマニアの企業の関係者で、入国最大48時間前までに行った検査の結果の陰性証明及び国外での交渉や契約締結への関与を証明する文書を提示した者

## （2）検疫措置の内容等

#### 保健大臣令第414号第1条（2）

この大臣令第1条（2の5）で規定する検疫対象外の国（注：国家緊急事態委員会等が発出するリストに基づくもの）からの渡航者を除き、ルーマニアへの全入国者は、自宅又は本人が指定する場所で、家族を含む同居人とともに、検疫・隔離措置を受ける。

#### （期間等の例外）

#### 国家緊急事態委員会決定第47号第1条（2）及び（3）

（2）ルーマニア入国の最大48時間前までに行った新型コロナウイルス検査の結果が陰性であることを証明でき、かつルーマニア滞在時間が三日間（72時間）未満の者は、本条（1）（検疫対象国）の対象とならない。

(3) 本条(1)の国(「イエロー・ゾーン」)から到着した者で14日間の検疫に入る者は、検疫8日目に行う新型コロナウイルスの検査結果が陰性でかつ無症状の場合には、検疫10日目以降検疫を終了することができる。

### (3) 施設での検疫を要する場合

#### 法律第136号第5条(3)

当局が指定する特別な施設での検疫は、以下の場合に実施される。

- a) 対象者が、自宅又は自らが指定する場所で物理的な分離の状態を確保できない旨、自らの責任において宣言する場合
- b) 対象者が、自宅又は指定した場所での検疫措置に、当初は従ったがその後その措置に違反した場合。

#### 保健大臣令第1309号第2条(3)

所管官庁により特別に指定された場所における本条(1)で規定された者<sup>1</sup>(注:以下の脚注)の検疫は、以下の状況において命じなければならない。

- a) 検疫措置対象者が、自宅又は自らが指定する他の場所で物理的な分離の状態を確保できない旨、自らの責任において宣言する場合
- b) 対象者が、自宅又は自らが指定する他の場所での検疫措置を拒否する場合
- c) 対象者が、自宅又は自らが指定した場所での検疫措置に開始時点では同意したにもかかわらず、その後右措置を守らなかった場合

法律第136号第7条(2)(同法で検疫の詳細を規定した条文(第7条)での、施設での検疫についての規定ぶりです。上記の同法第5条(3)で規定した場合での手順を定めています。)

本条(1)の者が自宅又は本人が指定した場所での検疫を拒否する場合、及び当初は検疫に同意したがその後途中で検疫に違反した者の場合には、以下の措置を開始する。

人々の間で感染症を拡散する危険性があると判断される場合には、医師又は取締り機関が、当局が指定する特別な施設での検疫を提案し、公衆衛生局の代表者がその検疫措置を決定する(医師又は取締り機関が、直ちに県又はブカレストの公衆衛生局に通知し、後者が、各事案に応じ、対象者に対して当局が指定する特別な施設での検疫を、書面により確認又は却下する。)。その決定書には、その発行日及び発行者、対象者のID上の氏名、身分事項、隔離期間、この法律で規定されている異論の手段が含まれなければならない。決定は、医師又は取締り機関が通知してから八時間以内に発出され、速やかに対象者に通知される。

感染症の拡散の予防のために、検疫に関する否定的な決定の通知までの間、及び裁判一審

---

<sup>1</sup> (1) 人の検疫は、2020年3月11日に世界保健機関によって宣言され、SARS-CoV-2ウイルス感染の危険のために2020年法律第136号第6条C)の条件で証明されている、COVID-19のパンデミックの状況下で、次の場合のために行う。

- a) RT-PCR検査によって、SARS-CoV-2ウイルスへの感染が確認された少なくとも一人の人と直接接触した者。
- b) 疫学的リスクの高い国及び/又は地域、並びに法律に基づいて国立公衆衛生研究所が指定する国及び/又は地域から到着した者。

の決定書が通知されるまでの間は、対象者は、自宅、自らが指定した場所、当局が指定する特別な施設を、医師又は公衆衛生局の代表者の許可なく立ち去ることはできない。

#### (4) 検査の期間及び検査中に発症の場合

##### 法律第136号第7条(3)

(同法で検査の詳細を規定した条文での、期間についての基本的な規定です。)

本条(1)及び(2)が規定する措置は、疑われる感染症に特有の潜伏期間を対象とすべく導入される。この措置は、潜伏期間の完了により、又はその前に対象者が病原性の高い菌を保有していること(症状の有無を問わない。)が明らかになった時点で、終了する。

その後は、この法律の隔離に関する規定が適用される。

#### ア 自宅検査の期間と発症の場合

##### 保健大臣令第414号第1条(4)

本条(3)(注:自宅検査)に該当する者は、14日間自宅に隔てられ、健康状態が監視される。対象者は、症状が現れた場合には、家庭医又は112番に通報する。

14日間の自宅検査が終了して症状がない場合には、許可の文書を要さず検査を終えることができる。

#### イ 施設検査の期間

##### 保健大臣令第414号第1条(2の2)

施設検査に置かれた者は、当該場所に検査開始から14日間が経過するまで留まらなければならない。

#### ウ 施設検査中に発症の場合

##### 保健大臣令第414号第6条(1)

施設検査にある者は、症状が現れた場合にのみPCR検査を行う。結果判明までは検査を行っている場所に留まる。

検査結果が陽性の場合には、病院に搬送され隔離される。

#### エ 自宅等での検査措置に違反した場合の費用負担

##### 法律第136号第5条(5)

自宅又は自らが指定した場所での検査措置に違反した者は、当局が指定する特別な施設での検査の費用を負担する義務がある。保健省の予算から立替えされ、その後本人から払い戻される。

### 3. 隔離

#### (1) 対象

##### 法律第136号第8条(1)

(同法で隔離措置の詳細を定める第8条にある、対象者についての規定です。)

隔離措置は、それぞれの病気の明らかな症状がある病人に対して適用され、また明らかな症状はない場合でも、病原性の高い菌の保有者に対しても適用される。

## (2) 措置についての基本的な考え方、実施の手順等

### 法律第136号第8条(2)～(7)

(隔離措置及びその実施についての基本的な考え方及び実施の手順の詳細を規定するものです。)

(2) 隔離は、自宅、本人が指定した場所、又は場合により医療施設やその代替施設において、導入される。感染性のある病気のリストは、政府決定によって規定される。隔離措置は、共同体内伝染の差し迫った危険がある感染性疾患の拡散防止と個人の自由との適正な均衡を保障すべく、基本的権利と自由の追求のために必要な以下の基準を尊重し、ここで規定された感染性疾患に応じて導入される。

a) 期間の制限を設け、状況に即して無差別的に実施する。

b) 個人の安全及び公衆衛生にとって危険な感染性疾患の拡散防止、という目的が必要。

c) 実施は、公共の利益のためであることを要し、また公衆衛生と必要不可欠な個人の自由の尊重との不均衡を生じてはならない。

(3) 本条(1)で規定される人の隔離は、本人の同意に基づき講じられる。本人の同意がない場合にも、本条(6)で規定する医師が共同体内伝染の差し迫った危険がある感染性疾患拡散の恐れがあると判断する場合には、本条(2)で規定されるように医療施設又は医療施設の代替施設において、48時間を上限として検査結果が出るまで、導入が可能。

(4) 検査結果に基づき、共同体内伝染の危険がある感染性疾患拡散の恐れが残る場合には、医師は、医療施設、その代替施設、又は場合により対象者の自宅若しくはその指定する場所での隔離の延長を推奨する。

(5) 自宅又は指定された場所での隔離は、他の人への感染又は感染性疾患拡散の危険が減少している場合に、導入される。この措置は、病原性の高い菌、伝染方法、伝染可能性率に関する公式の科学的データにより医療施設又はその代替施設での隔離が望ましい状況では、導入できない。

(6) 本条(1)で規定される者が、本条(3)に基づく隔離措置を拒否する場合には、医師は、本人の拒否の表明の後直ちに(二時間以内)、県又はブカレストの保健局に連絡し、当該保健局は、医師の推奨する隔離方法(医療施設又はその代替施設での隔離)を確認又は却下する決定を発出する。決定は、個人的な性質を持ち、直ちに本人に伝達される。

決定文書には、その発行日、発行者、対象者のID上の氏名、その他個人データ、隔離措置の期間、法律に規定される異議の手段が記載される。感染症の拡散防止のため、隔離が必要な者は、医師又は保健局代表の同意なく隔離場所から離れることはできない。

(7) 本条(1)で規定される者が、本条(4)に基づき医師によって行われる隔離措置の延長又は推奨を拒否する場合、又は自宅若しくは指定した場所での隔離措置に違反する場合には、事前に隔離措置に同意した場合であっても、医師又は取締り機関は、直ちに県又はブカレストの保健局に通知し、当該保健局は、自宅又は申告された場所での隔離措置を確認又は却下できる。この決定は、医師又は取締り機関による情報提供から二時間以内に発出され、直ちに本人に伝達される。

決正文書には、発行日、発行者、対象者の ID 上の氏名、その他個人データ、隔離措置の期間、法律に規定される異議の手段が記載される。感染性疾病の拡散防止のため、隔離が必要な者は、医師又は保健局代表の同意なく隔離場所から離れることはできない。

**保健大臣令第 1309 号第 4 条 (3)**

(PCR 検査の後) 48 時間の期間が終わるまでに、問診や検査によって SARS-CoV-2 ウイルスの伝染の危険性があると認められる場合には、医師は、本条 (1) で規定された場所<sup>2</sup> (注: 以下の脚注) での隔離の延長を勧告する。

(3) 隔離措置の終了

**法律第 136 号第 8 条 (8)**

本条 (4) に従って行われる隔離措置は、検査の結果、又は感染症の伝染の危険性がないとの医師の判断に基づき治癒したことに本人が同意した日に、停止される。

**保健大臣令第 1309 号第 4 条 (8) 及び (10)**

(8) 施設での隔離措置は、問診や検査、又は医師が病気伝染の危険性がなくなったと判断することに基づき対象者が治癒したことを確認する場合に、停止される。

(10) 隔離措置は、問診や検査、又は医師の勧告に基づいて、治癒したことが確定した日に終了する。

4. 地域の検疫 (個人が対象となる措置ではありませんが、参考として掲載します。)

**法律第 136 号第 12 条 (1) ~ (4)**

(1) 一地域の検疫は、県の緊急事態委員会の決定に基づき、国立衛生局の承認を得て、緊急事態総局の総局長又はその指名する者の命令により設定される。

(2) 本条 (1) の例外として、措置が二つ以上の隣接する県にまたがる場合には、国立衛生局の提案により、緊急事態総局の総局長又はその指名する職員の命令により、検疫隔離地域を設定できる。この場合には、48 時間以内に国家緊急事態委員会が右指定を承認する必要がある。

(3) 本条 (1) 及び (2) に規定された措置は、当該地域における感染拡大の危険性が他の方法では制御できず、また感染者の割合が国立公衆衛生研究所の定める閾値を超えていることを、条件とする。

---

<sup>2</sup> (1) RT-PCR 検査の結果陽性、又は伝染病管理国立センターの定める症状の定義に従い、SARS-CoV-2 ウイルス感染の症状がある者の検疫は、以下のとおり実施される:

a) RT-PCR 検査によって SARS-CoV-2 ウイルス感染が確実になるまで、保健省が指定する COVID-19 患者の医療支援を保障する衛生施設、又は、公立又は私立の他の病院の待機場所。

b) それ以外の代替衛生施設

c) 症状のない患者に対して、問診、検査の後、感染の診断があった日から 14 日間、対象者の自宅、本人が指定した場所

(4) 生物学的事故の場合には、本条(1)及び(2)で定める地域検疫は、病原物質の特定が行われるまでの間、場合によってはその影響が取り除かれるまでの間、一時的に設定することができる。

## 5. 異議申立て

### 法律第136号第15条

((1) 及び (2) 略)

(3) 緊急事態総局の総局長又はその指名する者による命令には、この法律の下で、自らの権利又は正当な利益が損なわれたと考える者により、管轄裁判所において異議を申し立てることができる。

(4) この法律に基づく措置の導入、変更又は終了に関する法規範性を有する全ての決定には、正当な権利又は自らの権利が侵害されたと考える者は、管轄裁判所において、無効の訴えによる異議を申し立てることができる。

これは、違法性がある若しくは措置に根拠がないとの理由をもって、当該決定が官報で公表されてから五日以内に、又は非公開の場合には当該決定の内容を記録した日から、管轄裁判所に無効の申立てを行うことができる。

(5) 無効化の訴訟は書面で作成され、管轄裁判所に提出される。

(6) 決定に対する無効の訴訟を扱う権限のある裁判所は、控訴裁判所であり、係争先の行財政部局の本部のある裁判所とする。

(7) この法律の下での決定に対してなされる訴訟の解決には、行政訴訟法第554/2004号の規定及びその後の改正及び補完は、適用されない。改正と補完を経て再発効した民事訴訟法(134/2010)の第200条も適用されず、手続きも含めて緊急に裁定される。

(8) 当事者は、緊急手続きにおける召喚に関する規定に従って召喚される。

((9) 以下略)

### 法律第136号第16条

(1) この法律第8条(3)に基づく拘束力のある決定により自らの正当な権利又は利益が損なわれたと考える者は、当該決定の通知の日付から24時間以内に、居住する地区又は隔離されている施設の所在地の裁判所に対して、決定の無効化、変更又は終了を要求することができる。

この要求の申請は、司法印紙税の支払いから免除される。

((2) 以下略)

(了)